# 「地方分権・うつくしま、ふくしま。宣言」 進化プログラム

(素案)

# 平成17年11月

福島県

# ~~ 目 次 ~~

第1	策定の背景及び趣旨 1 地方分権の制度面での進展 2 地方分権の現状とその要因分析	1
第2	めざすべき地域社会	4
第3	実現に向けた基本的な考え方	5
第4	地域社会における分担と連携の調和の実現 1 住民を基本とした役割分担 2 新たな県の機能の提案	6
第5	具体的な実践方策  1 基本的な考え方 2 わたしたちの地域社会を実現する5つの改革 3 実践プログラムの計画期間 4 実践項目の体系	9
(資料編)		

#### 策定の背景及び趣旨 第 1

# 地方分権の制度面での進展

高度経済成長を支えた「経済効率」や「競争」を優先する社会・経済システムがも たらしたひずみは、ここ十数年、地域社会の存立さえも脅かしている。

そのような社会・経済システムが生み出す負の側面の一つのアンチ・テーゼとして、 「住民一人ひとりが真の豊かさを実感できる」社会の実現に向け、平成6年、福島県 は「地方分権・うつくしま、ふくしま。宣言」を全国に発信した。

その後、国の地方分権推進委員会は精力的に検討を進め、平成12年の地方分権推 進一括法の施行により、地方分権は制度面で大きく進展した。すなわち、戦後50年 間変化しなかった中央集権型行政システムが、わずか5年で地方分権型に舵を切った ことになる。

# 【経済効率や競争を優先する社会・経済システム等がもたらした状況変化】

「社会経済の国際化」「生活圏の広域化」「少子高齢化、人口減少」「中心市街地の空洞化」「農 山村・中山間地域の過疎化」「東京一極集中」… など、地域によって多様化・複雑化

これら多様・複雑な地域課題の解決は、全国一律の考えで行うよりも、 住民の意向を反映し、地域の実状に応じた解決を目指すべき。



地方分権

05/11/08

# ■ 平成6年 「地方分権・うつくしま、ふくしま。宣言」

「住民を基本とした"新市町村主義"」への出発(たびだち)

を実感できる生活の実現」

「価値観の多様化」「住民が真の豊かさ ――\ 「住民に身近な行政主体である市町村が、住民の視点に立 って住民生活に密着した分野の行政を担うべき

「新たなパートナーシップの構築」

「国際的な地球社会との共存」 「国内的な多様なニーズへの対応」 「市町村、都道府県、国の役割を明確化し、それぞれが主 体的な意思を持ちながら協調

# → 制度面での一定の進展

- 平成12年 地方分権推進一括法(施行)
  - ◇ 機関委任事務制度の廃止

機関委任事務(※1)を自治事務(※2)と法定受託事務(※3)に整理

- (※1) 県や市町村が国の機関として機能する制度
- (※2) 法定受託事務以外の全ての事務。地域の実状に応じて多様な事務
- (※3) 本来国が行うべき事務のうち、効率性等の観点から県や市町村が行う事務
- ◇ 国と地方の関係における新たなルール

国が、県や市町村に関与(※)する場合には法令による根拠が必要となった (※) 助言や勧告の他、資料提供要求や協議などについても、必要最小限にすることとされた

- ◇ 権限移譲の推進、必置規制の見直し(三位-体等で道半ば)
- ◇ 国庫補助負担金の整理合理化と税財源の充実確保(三位一体等で道半ば)

# 2 地方分権の現状とその要因分析

このような制度面での一定の進展に対し、それから5年経った今もなお、国と地方間の権限や財源の問題等は未解決である。その決め手として打ち出された「三位一体改革」も省庁の抵抗などによって大きくは進展していない。

そのような中で、情報技術や交通・物流の発達などの広がりによって、都市部における個人主義的かつ合理的なライフスタイルが農村部にまで浸透した。

その結果、郷土の伝統や習慣に根ざした地域の独自性の影は薄くなり、地域の課題は更に複雑化している。

# 行政の現状

# 〇 国から地方への権限・財源移譲、規制改革の未完

- ・国に申請しないと地域の実状に即した地域づくりができない
- ・国の了解がないと十分な財源が確保できない(補助金だけでなく借金も)
- ・権限と財源を有するが故に国は組織を合理化できない
- ・国が権限と財源を有するが故に、それに乗じた国の関与がある(過剰な資料要求・説明要求など) ※ 同じことは県と市町村の関係にも言える

#### 〇 地方の国への依存意識の払拭が未完

- ・「国を上下の関係でとらえる」「事業枠組で補助金獲得を優先する」意識
- ・「国が言うから」「国が認めないから」仕方がないという意識
- ・窮屈な制度であっても、自ら進んで改革を訴えようとしない意識

国が定める一律の 基準に安住してし まう素地



#### 〇 三位一体改革による解決(税源移譲、国庫補助負担金、地方交付税)

- ① 税源移譲
  - ⇒ 補助金のように国の関与が残りうる財源ではなく、地方の自由になる財源にする
- ② 国庫補助金改革
  - ⇒ 国庫補助金を廃止し、それに見合う税源移譲を行い、地方の自由裁量によって行政サービスを提供
- ③ 地方交付税改革
  - ⇒ 税源移譲がなされた場合、税源が偏在して行政サービス水準に地域格差が生じないよう調整を行う
- ⇒ 現状として、省庁の抵抗も大きく、思うように進展しない

#### 地域の現状

#### ○ 生活スタイルの変化と地域意識のかげり

- ・情報技術と物流などの融合により、自宅にいながらにして生活が完結するスタイル
- ・交通手段の高度化によって移動時間が短縮されたことによる、都市部への人口流入の増加
- ・安さや便利さを優先する消費者意識の変化
- ・産業・経済のグローバル化に伴う地域産業空洞化
- ・極度のプライバシーの権利意識などによる、近隣に対する無関心
- ・日常生活に埋没して地域社会を見つめる時間的余裕の欠如(可処分時間の減少)
- ⇒ 個人主義的な意識が強まる一方で、地域とのつながりが薄れ、地域意識が低下。
- ⇒ 地域意識の低下などが更に人口の都市流出を生み出し、少子高齢化の一層の進行と 相まって地域の担い手が極端に減少。
- ⇒ 地域社会そのものの存立の危機!?

また、住民と行政の関係の現状は、その連携において次のような問題を抱えている。

# 住民と行政の連携の問題

# 〇 住民と行政のすれ違い

- ・行政は様々な取組みをやっているが住民に浸透していない。
- ・お互いがどのような取組みをやっているかについての情報欠如による理解不足
- ・「行政に任せておけば」という住民の意識
- ・「行政しかできない」という行政の意識
  - ⇒ 行政は、これまで以上に連携・協働を展開する必要性
  - ⇒ 住民は、地域課題を認識して行政の動きを待たなくとも活動する必要性

これらの問題は、あらゆる主体の連携の問題であり、その連携を図るためには、「住民一人ひとりを原点として、それぞれの役割分担を明確化」し、その「相互理解」を図った上で、「地域の課題を共有」することが、第一歩となる。

その一歩を踏み出すことで、あらゆる主体が連携しながら地域課題を解決する「住 民が主役となる地域社会」が実現できる。

# 住民が主役となる地域社会の実現



# 地域課題の共有



# 役割分担の明確化と、その相互理解による連携の確立

- = 地方自治において住民が主役であるという根本理念に対して
  - ① 行政における国・地方関係の改革や行政内部の意識改革を進める
  - ② 住民の地域意識の希薄化、行政への依存意識の改革を進める
  - ③ 住民と住民、行政と行政、住民と行政の有機的な連携を進める

# 第2 めざすべき地域社会

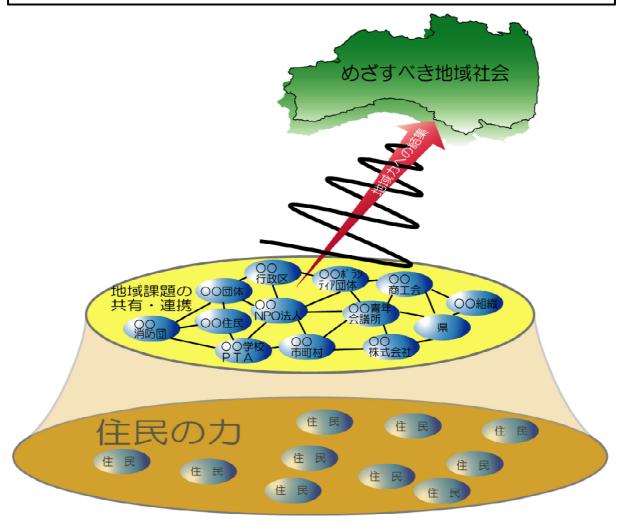
「地域課題の共有」を起点とした「あらゆる主体の役割分担の明確化と連携」によって構築される地域社会像は、「住民一人ひとりを原点とした、あらゆる主体」が、自分の役割も他の主体の役割も理解し、「地域をこうしたい」という課題意識を共有して、どのような結び付きでどのような動きをするかを決定し協調する社会である。

すなわち、あらゆる主体が自分が持つ「地域を変えようとする力」や「地域を維持しようとする力」、「地域を発展させようとする力」などを、地域課題の解決に向けて結集させた「地域の力=地域力」こそ、地域課題を解決する原動力であり、その力によってめざすべき地域社会を作り上げる。

# 地域力を磨く!=住民一人ひとりの力の結集

住民一人ひとりを原点として、あらゆる主体が、

- ① 地域における自分の役割、他の主体の役割を理解し、
- ② 個人と個人、個人と集合体(団体)、集合体(団体)と集合体(団体)がお互いの結び付き(ネットワーク)を理解し、
- ③ 共有した地域課題に対して、どのように対応すべきか話し合い実践する。



※ この図は、あらゆる主体が、それぞれの立場を超えて連携する姿を示している

# 第3 実現に向けた基本的な考え方

めざすべき「住民が主役であることが実感できる」地域社会を実現するためには、 まず第一に、あらゆる主体が、自分たちの地域に対する愛着や価値観を大切にしなが ら、地域の課題を自らのものとしてとらえることが重要である。

つまり、自分たちの地域、言い換えればこの地域が「わたしたちの地域」であるという意識を確立することである。

このような意識に立ったとき、住民一人ひとりから始まるあらゆる主体の立場は、「地域が自分のために何をしてくれるか」という受け身ではなく、「自分が地域のために何ができるのか」という積極的な立場になり、このことこそが、本来的な「住民自治」の考え方につながる。

このような考えのもと、「国⇒県⇒市町村⇒住民」という縦系列の中でとらえられてきた住民と行政の関係を、住民を基本とした姿に見直すべきであり、市町村や県や国の立場は、地域住民による自治を支え活かしていく立場であることを明確にすべきであり、「住民自治を実現するための団体自治」に転換していかなければならない。

この考え方を具体化するためには、「住民を基本とする明確な役割分担」と、その 役割に基づいた「あらゆる主体の連携」、いわば「分担と連携の調和」が必要である。

役割分担は住民を基本とすることで、住民及び市町村の役割が大きくなる一方、国の役割はより限定されることから、県の役割とそれに基づく機能は変化する。その変化の方向は、「分担と連携の調和」を支え、確実なものとする方向である。

そして、この考え方に基づき権限移譲や規制緩和を始めとした、様々な具体的実践 方策に結び付けていくことが、「わたしたちの地域社会」の実現に結び付く。

#### 住民自治の確立と、住民自治を実現するための団体自治の確立

- 住民一人ひとりを出発点
  - ◎ 住民自治の確立

住民は、<u>「地域が自分のために何をしてくれるか」</u>から <u>「自分が地域のために何ができるか」</u>という立場へ

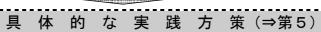
◎ 住民自治を実現するための団体自治

行政は、住民による自治を支え、活かしていく立場へ



#### 地域社会における分担と連携の調和の実現

- 住民を基本とした明確な役割分担の提案(⇒第4の1)
- 新たな分権ステージにおける県の機能の整理・提案(⇒第4の2)



※ わたしたち…地方自治の主役であり、住民一人ひとりから出発して、あらゆる主体を指す総称。

# 第4 地域社会における分担と連携の調和の実現

# 1 住民を基本とした役割分担

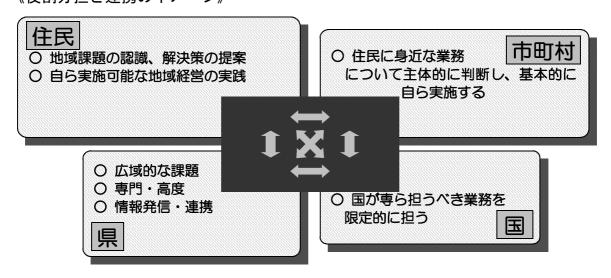
「わたしたちの地域社会」を実現するためには、国の役割を国が本来担うべき役割に限定し、地域住民により身近な市町村の権限を拡充する、住民を基本とした役割分担を進める必要がある。この役割分担によって、必然的に県の役割も変化する。

このことを踏まえ、基本的な考え方を整理し、具体的な役割分担を提案する。

#### 《基本的な考え方の概略》

- ◆ 住 民…地域の主役として、「わたしたちの地域社会」を実現するため、地 域課題の解決策の提案や具体的な取組みなどの役割を担う。
- ◆ 市町村…住民に最も身近な行政主体として、住民の意思に基づく地域課題 解決のサポートや具体的な実施など、地域に関する業務を幅広く 担う。
- ◆ 県 …住民や市町村の活動を支える、広域的な役割、専門・高度の役割 などを担うとともに、その実現を促進する役割を担う。
- ◆ 国 …国際関係など国の存立に関する業務や、全国的に統一して定める べき国民の諸活動に関する業務、全国的な規模・全国的な視野に 立って行わなければならない業務に限定した役割を担う。

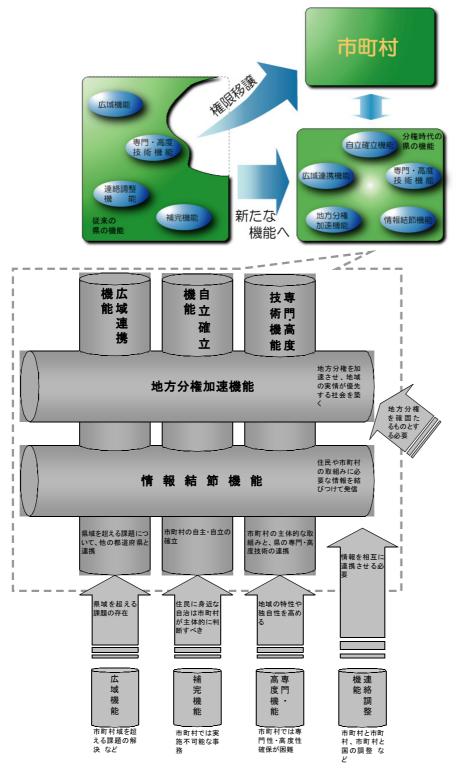
#### 《役割分担と連携のイメージ》



※ 基本的な考え方及び個別具体的な役割分担の例示については資料編参照

# 2 新たな県の機能の提案

- 役割分担に基づいて「わたしたちの地域社会」を実現するためには、県はあらゆる主体と情報を共有しながら連携するとともに、依然として多くの課題を抱える地方分権を強力に推進していかなければならない。
- そのためには、「広域機能」「連絡調整機能」「補完機能」「専門・高度機能」という従来の枠組みでは不十分であり、これまでの機能を再編し、「広域連携機能」「自立基盤の確立のための支援機能(自立確立機能)」「専門・高度技術機能」「情報結節機能」「地方分権加速機能」の新たな5つの機能を提案する。



#### ① 広域連携機能

○ 市町村又は市町村間の広域的な連携では解決が困難なものや、複数の都道府県が連携して 解決することが望ましい分野を担う。

#### 【具体例】

- · 広域連携総合推進戦略
- ・近隣都道府県と相互連携した災害対応
- ・環境問題に対応する近隣都道府県と相互連携した規制の設定
- ・県土の一体的な整備 など

#### 《道州制について》

- 現在、国を中心として道州制の議論が進められているが、その議論の多くは、経済性・効率性に偏った枠組みだけが先行しており、その導入目的も定まったものがない。
- 遠い将来において、都道府県を維持する・しないは、最後は住民が決めることではあるが、広域的な行政課題があるというならば、役割分担の明確化を前提に、その課題ごとに、複数の都道府県が連携して解決すればよい。
- また、今後広域的自治体は、地方分権を更に進め、独自性や実状が優先する多様性に 富んだ地域をはぐくんでいかなければならない。つまり、経済効率という一面からでは なく、重層的かつ地に根ざした多面的な考え方が必要である。
- このことから、道州制の導入を急ぐより、まず、現在の都道府県に十分な権限と財源が保障されることによって、一つ一つ地方分権を積み重ねて行くことこそ優先されるべきであると考える。

#### ② 自立基盤の確立のための支援機能(略称:自立確立機能)

○ 住民を基本とした市町村の自主・自立を確立する取組みに対する支援を担う。

⇒ 従来の「補完機能」の進化。地域の多様性を踏まえた支援

#### 【具体例】

- ・近隣市町村との業務の共同処理の仲介
- ・市町村と県の業務の共同処理の実施
- ・市町村の実状に応じ、県が市町村の業務を受託
- ・現場主義の観点による市町村との連携
- ・政策形成に関する共同研修 など

#### ③ 専門·高度技術機能

○ 市町村で解決することが効率的ではない専門分野や高度な技術を要する分野を担う。

#### 【具体例】

- ・地域の特色ある課題に対しての専門技術の提供
- ・地域産業の高度化のための支援
- ・地域の実状に即した課題解決のための政策法務の推進 など

#### 4)情報結節機能

○ 地域課題の共有など、あらゆる情報の結節点としての役割に関すること。

#### 【具体例】

・地域情報の結節点として情報収集及び発信 など

#### ⑤ 地方分権加速機能

- 地域の実状を踏まえた、地方分権を加速させるための制度提案等に関すること。
  - ⇒ 地方分権を確立するため、市町村や他の都道府県との連携した取組みを推進。これまでの国⇒県⇒市町村⇒住民という中央集権的なベクトルから、住民を基本としたものに変革。なお、この機能は、地方分権が確固たるものとなるまでの機能である。

#### 【具体例】

- ・権限移譲、過剰関与、補助金等による事務の義務付けの撤廃
- ・他の都道府県や市町村と連携した制度提案 など

# 第5 具体的な実践方策

# 1 基本的な考え方

住民一人ひとりから始まる、あらゆる主体による「わたしたちの地域社会」を実現するためには、あらゆる主体が主体的に様々な改革に取り組む必要がある。

そのような素地や風土を作るため、まずは<u>県として取り組むべき「5つの改革」を</u> 実践するとともに、あらゆる主体にプログラムへの参加を呼びかけ、県民運動的な展 開を目指す。

# 2 わたしたちの地域社会を実現する5つの改革

# I 『分権意識改革』

地域社会は住民一人ひとりから始まるあらゆる主体の「住民自治」によって 創られるものであることから、地方自治の原点を踏まえた「団体自治」の実践 が徹底される地域社会の実現をめざす。

# Ⅱ 『情報交流改革』

あらゆる主体の連携には、お互いの知恵や知識の情報を切れ目なく相互に交流させることが重要であるため、必要な仕組みをつくりあげ、英知満ちあふれる地域社会の実現をめざす。

# Ⅲ 『成果重視型改革』

行政のあらゆる事務・事業の成果は地域住民に還元されるべきものであることから、成果重視型の事務・事業の徹底を図り、地域住民が高い満足を享受できる地域社会の実現をめざす。

# Ⅳ 『役割分担改革』

地域課題の解決には、あらゆる主体がお互いの役割分担を認識し連携することが重要であることから、住民を基本とした自らの役割の明確化を図るとともに、あらゆる主体との連携を進め、地域課題に結束して対応できる地域社会の実現をめざす。

# V 『自治システム改革』

住民の地域活動と連携するために、住民の活動に合わせた自治システムを積極的に提案・導入し、住民一人ひとりが主役であることが実感できる地域社会の実現をめざす。

# 3 実践的プログラムの計画期間等

- 5年間(平成18年4月~平成23年3月)とする。 なお、平成17年度から取組みが可能なものについては、順次着手する。
- 取組内容は固定化することなく、必要に応じて拡充していく。
- 毎年度進行管理を行う。

# 4 実践項目の体系

# I 「分権意識改革」

・① 地域住民の意見が活きる県の体制の構築(Ⅱ、Ⅳ、Ⅴに関連)

(住民の地域課題解決に対するサポート体制の確立) (地域連携型の政策提案・実践制度)

- ② 分権宣言進化プログラムの定着化

(出前講座の実施)

(広報誌や広報番組、ホームページ等を活用した普及)

- ③ 仕事のスタイルを変える(Ⅱに関連)
  - ③-1 地域住民の声を情報として共有する

(住民との交流情報データベースの構築)

└ ③-2 職員の地域参加意欲の喚起と双方向交流の推進

(職員の地域活動参加の促進と業務体験交流)

# Ⅱ「情報交流改革」

4 地域課題解決ネットワーク

(住民の地域活動を促進する積極的な PR)

# Ⅲ「成果重視型改革」

- ⑤ 成果重視型事業展開(Ⅱに関連)

(透明度の高い行政システムの確立と意見反映による事務・事業等の磨き上げ)

-⑥ 研究技術の評価と地域における具現化

(住民・市町村に密着した研究技術の開発)

# Ⅳ「役割分担改革」

- ⑦ 市町村に対するオーダーメイド権限移譲
- ⑧ 「自治宣言」の提唱
- ⑨ 住民の取組みに合わせた行政の役割の開放

(企画過程からの住民参画) (住民提案型アウトソーシング)

- ⑩ 国依存意識からの脱却

(国との関係における問題解決手法の確立)

-① 政策法務・市町村法令解釈支援 (Vに関連)

# V「自治システム改革」

- 12 広域連携総合推進戦略
- ⑬ 住民の意向が反映できる自治制度改革の研究・提言

(市町村と県の協働による地域密着型自治制度研究会議の設置)

(値) 市町村と県の業務連携システムの構築(Ⅱに関連)

(現場主義の観点からの県の組織運営の弾力化)

(専門的業務システムの構築)

(市町村と県の業務の共同処理

(地域づくり応援制度)

# 【留意点】

- 特に断らない限り、具体的な項目の取組主体は県である。
- 最終的な本プログラムの策定までには、各実践項目ごとに、具体の工程 表・進行管理体制について明記する。

# 実 践 項 目 ① 地域住民の意見が活きる県の体制の構築

改 革 区 分 I 分権意識改革

Ⅱ 情報交流改革

Ⅳ 役割分担改革

Ⅴ 自治システム改革

# 県の機能|専門・高度技術機能、情報結節機能

## 内

◆ 地域課題に関する地域住民からの提案や制度改革要望等に対し、質の高いサポー ト体制を構築する。

また、住民・市町村等と相互に連携して地域課題の解決策を練り上げる体制につ いても検討を進める。

# ○ 住民の地域課題解決に対するサポート体制の確立

住民が主体的に地域課題の解決を考え、実行する上で生じる様々な問題について、 多様な解決策が適切に提供できるよう、

- ① 地域の課題を積極的に収集する体制
- ② 地域住民からの提案や要望を受ける体制
- ③ 収集した地域の課題や住民からの提案・要望に関する情報をつなぐ体制
- ④ つながれた情報に対して連携する体制

の整備を進めるとともに、住民・行政が一体となって地域課題解決策を練り上げる 「地域連携型の政策提案・実践制度」の仕組みづくりについても検討を進める。

なお、地域の実状に応じて、窓口機能の一元化や連携体制の構築など、様々な手 法を検討し、最も実状が反映できる仕組みの確立を目指す。

#### 実 践 項 目 ② 分権宣言進化プログラムの定着化

改 革 区 分 I 分権意識改革

県の機能 自立確立機能、地方分権推進機能

## 内

◆ 本プログラムを、あらゆる主体が共有し、具体的な実践に結び付くよう、定着を 目指したきめ細かな取組みを実践する。

#### 1 出前講座の実施

プログラムのめざすものについて、住民や市町村からの要望を基に積極的に実施 し、普及浸透を図る。

また、NPOやボランティア団体、市町村などが開催するイベントや会議等、様 々な機会をとらえ、時間をいただいてミニ講座などを実施するなど、柔軟かつ積極 的に実施する。

2 広報誌や広報番組、ホームページ等を活用した普及浸透

実践項目③ 仕事のスタイルを変える

③-1 地域住民の声を情報として共有する

改 革 区 分 I 分権意識改革

Ⅱ 情報交流改革

県の機能 地方分権加速機能、情報結節機能

#### 内容

◆ 住民自治を実現するための団体自治という位置づけや、イコール=パートナーシップを徹底する観点から、地域住民の生の声や知恵をデータベースとして集めて、 共有化を図る。

# ○ 住民との交流情報データベースの構築

次のような視点で、住民の声や知恵をデータベースに集めて共有を図り、組織横 断的な課題解決が図られるようにする。

- ☆ 他の部署の情報も交流する視点
- ☆ ごく小さな問題意識でも交流する視点
- ☆ 職員の接遇などの視点 (個人情報には配慮)

# 実践項目③ 仕事のスタイルを変える

③-2 職員の地域参加意欲の喚起と双方向交流の推進

改革区分 I 分権意識改革

県の機能 地方分権加速機能、情報結節機能

#### 内 容

◆ 県職員の地域活動への参加促進を図るとともに、住民が県の、県職員が民間の業務を相互に体験するなど、双方向交流を推進する。

# 〇 職員の地域活動参加の促進と業務体験交流

NPOやボランティア活動だけでなく、地域のお祭りなどの活動に職員が積極的に参加できるよう、様々な面から方策を検討し、「参加しない・参加できない県職員」から「参加する・参加できる県職員」への転換を図る。

併せて、お互いの業務を理解し、改善を図っていくために、業務体験を相互に実施するなど、双方向的な交流について検討を進める。

実践項目 4 地域課題解決ネットワーク

改 革 区 分 Ⅱ 情報交流改革

県の機能 情報結節機能、自立確立機能、広域連係機能

# 内 容

◆ 住民による地域課題解決の取組み事例などを蓄積し発信することによって、住民 の更なる活動意欲の喚起や複層的な交流ネットワークの形成を図る。

#### 〇 住民の地域活動を促進する積極的なPR

地域住民やNPO、ボランティア団体、企業などの地域活動を、県の広報誌やホームページで取り上げて発信し、住民の地域活動を促進するとともに、この情報発信自体も、地域住民と結び付いて、より地域の独自性や特性に意を置いた取材や発信方法が実現できるように検討する。

# 実践項目 ⑤ 成果重視型事業展開

改革区分Ⅲ 成果重視型改革

Ⅱ 情報交流改革

県の機能 情報結節機能、自立確立機能、地方分権加速機能

#### 内 容

◆ 行政のあらゆる事務・事業は、地域住民のために行われているとの考えのもと、 行政の都合ではなく住民活動を基本とする事業展開やその過程において住民の参画 機会が確保される、完成度の高い政策展開を行う。

#### ○ 透明度の高い行政システムの確立と意見反映による事務・事業等の磨き上げ

情報公開・説明責任の範囲の拡大を踏まえ、事務・事業の成果を地域住民にとって、わかりやすくする行政システムを確立するとともに、地域住民などからの意見の反映などによって事務・事業等を磨き上げ、より高い成果があげられるようにする。

その一つの手法として、各事業において個別に対応している「住民の意向反映」 の課題の洗い出しを行い、住民による事務・事業のモニタリングが可能となる仕組 みを検討する。 実 践 項 目 ⑥ 研究技術の評価と地域における具現化

改 革 区 分 Ⅲ 成果重視型改革

県の機能専門・高度技術機能

# 内 容

◆ 研究機関などにおいて県が有する専門・高度な技術が、住民の地域活動や生活に 的確に反映される仕組みをつくる。

# 〇 住民・市町村に密着した研究技術の開発

住民や市町村がより身近に研究成果を享受できるよう、試験研究機関ごとの成果だけでなく、研究分野横断的な観点や、地域住民や市町村の地域活動や生活の観点、 実現可能性の観点などに意を置いた研究開発の推進と的確な評価を行う。

# 実践項目 ⑦ 市町村に対するオーダーメイド権限移譲

改革区分Ⅳ 役割分担改革

県の機能 自立確立機能

#### 内 容

◆ 住民に身近な市町村において、住民に身近なことに関する決定が可能となるよう、 これまでの権限移譲の手法にとらわれず、市町村の実状に応じた権限移譲を行う。

#### 〇 オーダーメイド権限移譲

- ① 市町村が地域づくりを行う上で必要な権限を一括して移譲する
- ② 市町村側が移譲を求める権限を選択できるようにする

など、県側から移譲可能業務のリストを提供しながら、市町村の実状に応じた柔軟な権限移譲を行う。

なお、移譲後の市町村に対するサポート体制の充実により、市町村の円滑な事務 遂行を確保する。

- ※ 「県から市町村への権限移譲についての基本的考え方(平成10年策定)」の改定
- ※ 事務処理特例条例の一本化
- ※ 人的・財政的措置のあり方についても併せて検討

# 実践項目 ⑧ 「自治宣言」の提唱

改革区分Ⅳ 役割分担改革

県の機能 自立確立機能、地方分権加速機能、広域連携機能、専門・高度技術機能 情報結節機能

#### 内 容

◆ 住民が主役であることや、住民、市町村、県の関係の基本的なルールについて、 宣言的に提唱し共有することを検討する。

#### 〇 わたしたちの「自治宣言」の検討

住民が主役であること、市町村が優先すること、県が行わなければならない住民 や市町村との関係における協議等、県を運営する上での基本的な約束事についての 宣言の策定を検討する。

# 実践項目 ⑨ 住民の取組みに合わせた行政の役割の開放

改革区分Ⅳ 役割分担改革

県の機能 自立確立機能

# 内 容

◆ 住民の自治への参画意欲を担保し高めるために、住民の活動意欲に合わせて、行 政の役割の範囲(壁)を柔軟化させる。

#### 1 企画過程からの住民参画

住民の参画意識を醸成するため、企画過程からの住民参画がどのような効果をもたらすかについて具体的な検討を進め、可能なものから順次実現を図る。

#### 2 住民提案型アウトソーシング

「民間にできることは民間に」の基本的考え方に基づき、様々な形で住民が参画する県政を推進する観点から、アウトソーシングを進めるべき業務を住民の提案又は公募の方法によって行う仕組みを検討し、具体的に実行する。

実 践 項 目 ⑩ 国依存意識からの脱却

改 革 区 分 Ⅳ 役割分担改革

県の機能 地方分権加速機能、広域連携機能

#### 内容

◆ 国との関係において、権限移譲や過剰関与、補助金による事務の義務づけなどの 課題が存在する中、県職員一人ひとりの意識改革とシステム的な対応手法により、 イコール=パートナーシップを確立していく。

# 〇 国との関係における問題解決手法の確立

国と地方の対等協力関係にかかわる問題事例(過剰な関与、必要以上の権限保持、 必要以上の規制等)について、部局横断的に検討し、事例収集と適切な対応を徹底 する。

同じように県の住民や市町村に対する過剰な関与がないかどうかの検証も進め る。

# 実 践 項 目 | ⑪ 政策法務・市町村法令解釈支援

改革区分Ⅳ 役割分担改革

Ⅴ 自治システム改革

県の機能 専門・高度技術機能、地方分権加速機能

# 内

◆ 地域の実状に即した課題解決・政策実現のために、政策法務機能と市町村法令解 釈支援の強化を図る。

#### ○ 政策法務·市町村法令解釈支援体制の充実

地域の実状に即した課題解決・政策実現のために、政策法務の積極的な取組み を図る。

また、市町村における法令解釈を支援するため、職員の研修、個別法解釈の機 能強化を図るとともに、課題解決のための交流の場を設け、意見交換や情報交換 を行う。

# 《政策法務・市町村法令解釈支援体制の機能(例)》

- ◇ 制定法に対する提言・提案
- ◇ 地域独自の政策立案のための法務
- ◇ 市町村の法令解釈の支援
- ◇ 市町村との政策法務に関する意見・情報交換

実 践 項 目 ② 広域連携総合推進戦略

改革区分Ⅳ 役割分担改革

Ⅴ 自治システム改革

県の機能 広域連携機能

#### 内 容

◆ これまで個別に対応してきた他の都道府県との広域課題について、総合的に対応 するためのシステムの構築を進める。

# 〇 広域連携総合推進戦略の策定

地方分権を進める観点、制度改革を進める観点から、広域的に解決すべき課題を整理し、他の都道府県との総合的な連携・調整を部局横断的に行うための具体的戦略を策定し、具体的に推進していく。

# 実 践 項 目 ③ 住民の意向が反映できる自治制度改革の研究・提言

改 革 区 分 V 自治システム改革

県の機能│自立確立機能、地方分権加速機能、専門・高度技術機能、情報結節機能

#### 内 容

◆ 地域の実状に応じた多様な自治制度が住民によって選択できるよう、市町村と連携しながら研究・提言を行う。

#### 〇 市町村と県の共同による地域密着型自治制度研究会議の設置

自らの自治について、より実状を踏まえた運営が可能となるよう、市町村と県が 共同研究・提言を行う場を設置する。

また、相互に連携し実地調査研究機能を設置し、住民のニーズや意見を取り入れながら、より地域に密着した自治制度の実現を目指して、提言にまとめる。

- ※ 地方自治法や個別法で画一的に定められている、執行機関制度などの各種制度について、市町村の規模や住民活動の実状などの実地調査を踏まえた制度改正提言等を実施
- ※ 住民が地域活動を実践する上で障壁となる過剰な規制や行政の関与などについての研究及び改正提言
- ※ 県版特区の検討 など

実	践	項	目	14)	市町村と県	具の業務連携システ <i>ロ</i>	ムの構築		
改	革	区	分	V	自治システ	一ム改革			
				П	情報交流改	文革			
県	の	機	能	自立	な確立機能、	地方分権加速機能、	広域連携機能、	専門·	高度技術機能
				情幸	<b>报結節機能</b>				

## 内 容

◆ 住民により身近な市町村が主体的に判断できるよう、市町村と県の業務連携体制 を構築する。

# 1 現場主義の観点からの県の組織運営の弾力化

市町村と共有する地域課題の解決のため、現場主義の観点から、市町村との共同による解決に向けた組織運営の弾力化を図る。

#### 2 専門的な業務支援システムの構築

専門・高度技術機能を発揮する観点から、県が保有する専門的な知識や技術についてのデータベースを構築するとともに、適時適切な市町村支援のしくみについて検討する。

#### 3 市町村と県の業務の共同処理

市町村の円滑な業務体制を確保するため、広域連合などの制度活用も含め、市町村相互、或いは市町村と県の業務の共同処理のあり方について検討する。

# 4 地域づくり応援制度

現在取り組んでいる「ふるさと町村応援隊」の成果を検証した上で、その拡充や 出先機関との業務連携を検討するなど、より柔軟で実効性の高い制度に発展させる。

# 資 料 編

#### 《福島県が提案する役割分担の基本的考え方》

## ◆住民(民間)の役割

- 地方自治の主役として、「わたしたちの地域社会」を実現するため、地域課題 を見いだし、それぞれが持つ力を結集させ解決に結びつける。
- 具体的には、
  - ・住民自らに身近な課題については、積極的に解決に取り組む
  - ・自らの力だけでは解決できない課題については、行政に対し積極的な意見提 案 など
- 住民自らが実施することによって住民の満足度が高まるサービス
  - ⇒ 住民に身近な公共施設の管理運営 等

(市町村や県は積極的に自らの役割を住民に開放すべき)

#### ◆市町村の役割

- 「わたしたちの地域社会」を実現する活動に柔軟に対応できるよう、住民に 最も身近な自治体として地域に関する業務を幅広く担う。
- 複数の市町村にまたがる広域的な業務についても、必要に応じて広域連合や 一部事務組合などの制度を活用するなどして、できる限り市町村段階で実施で きるようにする。
  - ※ そのために必要な組織や運営については、住民を起点に柔軟に構築できるよう、柔軟な制度構築が必要である。

# A 住民生活に密着した分野に関する業務

- a 住民個々人に対する福祉に関する業務
  - ⇒ 高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援、健康づくり、感染症予防、衛生 管理、食品衛生、地域医療の確保 等
- b 住民個々人又はそのグループ等の文化振興に関する業務
  - ⇒ 地域文化活動や生涯学習活動の支援 等
- c 住民に密着した教育に関する業務
  - ⇒ 公立幼稚園、私立幼稚園、小中学校の設置・運営 等
- d 地域の防災対策に関する業務 など
  - ⇒ 地域が限定される治山・治水、消防・防災、災害対応 等

#### B 地域の特性を活かせる分野に関する業務

- a 地域づくり等地域の特性を活かせる分野
  - ⇒ 地域コミュニティの振興、農村環境整備 等
- b 個々の産業に関する育成指導の業務
  - ⇒ 地域産業振興、農山漁村振興、集落規模の農業生産基盤整備等
- c 地域特性を活かした地域政策に関する業務 など
  - ⇒ 生活道路整備、公園整備、上下水道整備、都市計画、土地利用調整、地域 交通の確保 等
- C 市町村有(立)施設等の管理
- D 市町村の内部業務 (財政、出納、人事、地方税、行政評価、政策評価等)

- 資 1 - 05/11/08

#### ◆県の役割

○ 広域的な自治体として、複数の市町村や県にまたがる業務のうち、市町村が あらゆる手段を講じても解決が不可能であったり非効率であったりする場合や、 高度の専門性や技術を要する場合にのみ役割を担うべきであり、できる限り市 町村が主体的に権限を担えるようにすべきである。

なお、県域を超える課題については、他の都道府県と連携して積極的に対応 すべきである。

- 特に地方支分部局の役割について、県で実施可能なものについて県が責任を 持って実施すべきである。
- さらに、市町村と国の間に立って、国に対して地方分権の推進を求める役割 を担うべきである。
  - ※ 具体的には「県の新たな役割の提案」(P7~8)を参照

## ◆国の役割

- 国際関係などの国の存立に関わる業務や、全国的に統一して定めるべき国民の諸活動に関する業務、全国的な規模・全国的な視点に立って行わなければならない業務に限定した役割を担うべきであり、地域に関する業務は極力県又は市町村に移譲すべきである。
  - A 国家存立に直接関わる権能(外交、防衛、通貨 等)
  - B 全国的に統一されるべき基本ルールの制定と管理
  - C 国家規模でネットワーク形成や事業構築等を図る必要がある業務
  - D 国家として支援すべき高度な技術や希少な資源等に関する業務 (地方公共団体が実施すべき性格でないもの)
  - E 国有(立)施設等の管理
  - F 国の内部業務 (財政、出納、人事、国税、行政評価、政策評価等)

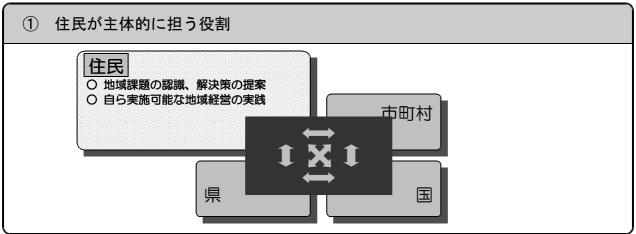
#### ◆ 県の新たな役割の提案

- 県は、「役割分担の基本的な考え方」に基づき、まずは、国に対して権限移譲 を求めると同時に、市町村に対する権限移譲を推進すべきである。
- 新たな権限のもと、県の役割を、地方自治法第2条第5項に基づく「広域機能」「連絡調整機能」「補完機能」と、「専門・高度技術機能」という従来の枠組みを超えた新しい機能へと再編すべきと考える。
- このような考えのもと、「わたしたちの地域社会」の実現に向け、従来の機能 を再編しつつ、新たに「自立確立機能」や「地方分権加速機能」、「情報結節機能」 を加え、県の役割として新しい5つの機能を提案する。

- 資 2 - 05/11/08

# ◆ 具体的な役割分担の整理

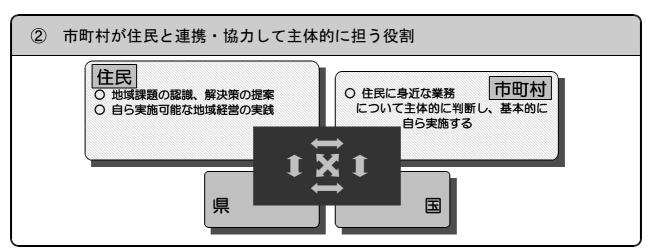
ここに示しているのは、「めざすべき地域社会」の実現に向けた役割分担のあり方の例示であり、 今後住民や市町村の意見や実状を踏まえて具体的な検討を行い、段階的な実現を目指していく。



分 野	具	体	的	な	業	務	例
災害·防災	・大規模	災害	復旧	への	地域	的活	動
	・個人レ	ベルの	防災	经対组	臣		
	·消防·排	效急抗	<b>を設</b> り	軍営/	への摂	₹.	協力
地方税	・地方税	の理	解、絹	讷税,	思想(	の普え	及
生活環境	・個人レ	ベルの	り消費	生活	5問是	<b>夏対</b> 領	耟
安全	・食の安	全に	関する	普及	2啓多	Ě	
	・ごみの》	咸量化	上の活	動			
	・ユニハ゛ー	サルデ	゙゙゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙	に関	する打	是案	
	・人権・፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟	男女	問題(	の理例	裈∙推	進活	動
	•雇用対						
	·交通安	ᡛ全∙₺	也域?	安全(	の活動	助	
	·地域交						
上下水道	・上下水						
建築物等	·住宅行	政に	関する	る理解	解∙普	及	
	•建築基	準行	政に	関す	る理解	解∙普	及
保健衛生	・地域医	療へ	の協	力・具	<b>具体的</b>	的取約	且み
	・個人・坩	也域l	ノベル	の健	康づく	り活	動
	・個人レ					る活	動
保健福祉	・高齢者			-			
	・介護に		-				
	・高齢者						
	•障がい:						
	•DV(ド)						策関係
こども・教							
育	・子育て					-	
	•保育園				_		
	・青少年						
	・小中学					-	
	・小中学	校教	育に	関す	る提案	案∙活	動

分 野	具体的な業務例
	・個人・地域レベルの動物愛護
新エネ・鳥	
獣保護	・自然環境維持に関する活動
	•廃棄物対策への地域的活動
	・公害防止への地域的活動
	・町なみ景観保全に関する提案
	・鳥獣保護に関する地域的活動
産業振興	・農林水産業に関する活動
観光	・農村活性化に関する活動
	・商工業振興に関する活動
	・中心市街地活性化対策の活動
	・地産地消の推進活動
	・地場産業・伝統産業の理解、協力
	・観光に関する地域的活動
	・企業誘致に関する理解・協力
	・地元企業活性化に関する活動
道路∙河川	・高速交通網に関する提案
土地·公園	・幹線道路に関する提案
	・生活道路に関する提案・活動
	・河川に関する提案、地域的活動
	・土地利用計画に関する提案・地域的活動
	・都市計画に関する提案
· · ·	・公園等に関する提案、地域的活動
歴史•文化	・公民館の運営の関係
	・図書館運営(建設)に関する提案
	・文化ホール運営(建設)に関する提案
	・体育館運営(建設)に関する提案
	・美術館等運営(建設)に関する提案
	・地域文化伝承活動
	・歴史・史跡に関する活動
	・文化意識向上に関する活動 ・生涯学習に関する活動
	・国際交流に関する活動

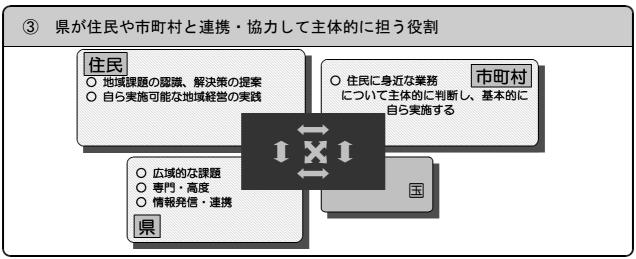
- 資 3 - 05/11/08



分 野	
災害·防災	・区域内の大規模災害復旧対応
	・防災対策
	·消防·救急
地方税	・市町村税の確保
生活環境	•消費生活問題対策
安全	・食品衛生・食の安全
	・ごみ収集、ごみの減量化
	・ユニハ゛ーサルテ゛サ゛インの情報発信・実践
	・人権・男女問題
	・区域内の雇用対策
	•交通安全•地域安全
	•地域交通確保
	•地域情報化
上下水道	·上下水道施設建設、運営
建築物等	·住宅行政
	•建築基準行政
保健衛生	・地域医療確保
	・健康づくりの促進
	・区域内の感染症対策
保健福祉	·国民健康保険
	•高齢者医療
	·介護·介護保険
	・高齢者福祉施設
	・障がい者福祉施設
	・DV(ドメスティックバイオレンス)対策
こども・教	
育	・区域内の子育て問題対策
	- 保育園、幼稚園運営
	- 青少年健全育成
	・小中学校運営
	・小中学校教育

分 野	具体的な業務例
環境·景観	•動物愛護
新エネ・鳥	•環境計画
獣保護	•自然環境維持
	•廃棄物対策
	•公害防止
	・町なみ景観保全
	-鳥獣保護
産業振興	・区域内の農林水産業振興
観光	・区域内の農村活性化
	・区域内の商工業振興
	•中心市街地活性化
	<ul><li>区域内の地産地消</li></ul>
	・区域内の地場産業・伝統産業
	・区域内の観光振興
	•企業誘致
	•地元企業活性化
	・高速交通網に関する提案
土地·公園	・幹線道路に関する提案
	・区域内の生活道路
	・区域内の河川行政(専門的職員の確保が必要)
	・区域内の土地利用計画
	・区域内の都市計画
	・区域内の公園等
歴史·文化	・公民館運営
	・図書館運営(建設)
	・文化ホール運営(建設)
	・体育館運営(建設)
	・美術館等運営(建設)に関する提案
	・地域文化伝承
	・歴史・史跡
	・文化意識向上
	・生涯学習
	・国際交流

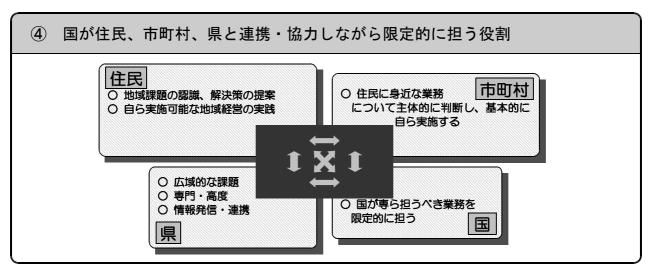
- 資 4 - 05/11/08



分 野	具体的な業務例
災害·防災	•大規模災害復旧対応
	・広域的な防災対策
	・県全体としての消防・救急
地方税	・県税の確保
生活環境	•消費生活問題情報発信
安全	・食品衛生・食の安全情報発信
	・食品検査の実施
	・広域的なごみ対策
	・ユニハ゛ーサルテ゛サ゛インの情報発信・実践
	・人権・男女問題の企画立案
	•雇用対策
	•交通安全•地域安全情報発信
	・地域交通確保の市町村間調整
	・地域情報化に対する助言・支援
上下水道	・上下水道に関する助言・支援
建築物等	・広域的な住宅行政
	・建築基準行政の実施、助言・調整
保健衛生	・高度地域医療の確保
	・健康づくり情報発信
	・高度・広域的な感染症対策
保健福祉	・国民健康保険の市町村間調整
	・高齢者医療に関する情報発信
	・介護・介護保険の市町村間調整
	•広域•専門的高齢者福祉施設
	・広域・専門的障がい者福祉施設
	・DV(ドメスティックバイオレンス)対策
こども・教	
育	・子育て問題対策に関する助言・支援
	・青少年健全育成に関する助言・支援
	・小中学校教員の調整(当面の措置であ
	り、将来的には市町村が担う)
	・高等学校の設置運営
	・公立大学法人の設立
	・私立学校に対する助成・指導

分	野	具	体	的	な	業	務	例
環境∙፟፟፟፟፟	景観	・動物愛	を護に	関す	る助	言		
新エネ	• 鳥	•広域的	りな環	境計	画			
獣保護		•広域的	りな自	然環	境約	掛		
		•広域的	りな廃	棄物	対第	ই		
		•広域的						
		・町なみ	景観	保全	に関	する耳	助言	
		・鳥獣の				-		
産業振	興	•広域的					り、研	究
観光		•農村活						
		•広域的					-	
		・中心市						₹・支援
		•地産地				吉・吉	෭援	
		•食料自			-			
		•地場産				関す	る助	言·支援
		•広域的					_	
		•企業認						
		・地元か					な展	開
道路∙浏		•高速3		判に関	する	提案		
土地・九	虚	<ul><li>幹線道</li></ul>						
		•生活道					え援	
		<ul><li>河川行</li></ul>						m ++
		·土地和						<b>周整</b>
		・都市計			る助	≡、ī	周整	
	<b>-</b> // .	・広域的			7-th = F1	``		
歴史・ス	X1L	・美術館						
		•歴史•						– 1∞
		・文化意						く抜
		・生涯学	_				く接	
		・国際る	と流に	-関9	る脇	뒝		

- 資 5 - 05/11/08



分 野	具	体	的	な	業	務	例
災害·防災	•大規模	災害	復旧	対応	,		
	・必要最	小限	の基	準設	定		
地方税	•必要最	小限	の基	準設	定		
生活環境	•情報発	信					
安全	•必要最	小限	の基	準設	定		
上下水道	•必要最	小限	の基	準設	定		
建築物等	•必要最	小限	の基	準設	定		
保健衛生	•必要最	小限	の基	準設	定		
	•情報発	信					
保健福祉	•必要最	小限	の基	準設	定		
こども・教	•情報発	信					
育	・必要最	小限	の基	準設	定		
	・国立大	学法	人の	設立			

分 野	具	体	的	な	業	務	例
環境·景観	•必要昂	小阪	の基	準認	定		
新エネ・鳥							
獣保護							
産業振興	・国家レ	ベルで	で解け	₹ <b>す</b> ^	でき研	究	
観光	■国際的	的な観	光振	興			
道路•河川	・高速交	- 涌網					
土地·公園	・必要最		-	準認	定		
歴史·文化	・美術館	等運	営(3	建設	)		

- 資 6 - 05/11/08

#### ◆ もっぱら国が担うべき業務

- ① 国家存立に直接関わる業務であって、特に国自らがその実現を担う必要のあるもの
  - (例) 防衛施設の取得・運用、刑務所等の矯正施設の管理・運営、出入国の管理、難 民の認定 など
- ② 全国的に統一されるべき基本ルールや地方自治に関する準則に関する業務であって、特に国自らがその実現を担う必要があるもの
  - (例)【産業・経済に関する分野】

金融機関の検査・監督、証券市場の監視、独占禁止法に関する調査・命令

【福祉・健康などに関する分野】

医薬品製造販売業の許可・監督

【雇用・労働に関する分野】 労働基準の監督

- ③ 国家規模でネットワーク形成や事業構築等を図る必要がある業務であって、特に国自らがその実現を担う必要のあるもの
  - (例)【社会資本整備に関する分野】

骨格的な高速自動車道の計画、設置管理、第一種空港の計画・設置・管理

【産業・経済に関する分野】

電気事業の許可・監督

【交通・通信に関する分野】

国家規模のネットワークに係る鉄道事業の認可・監督、

一般放送事業者に対する認可・監督

【全国を単位とする保険・共済に関する分野】

国民年金

【教育や文化・科学技術に関する分野】

大学の設置認可・監督

【環境に関する分野】

希少野生動植物の保護、捕獲の許可

- ④ 国家として支援すべき高度な技術や希少な資源等に関する業務であって、 あまねく実施すべき性格のものではないもの
  - (例)【産業・経済に関する分野】

核燃料物質等の精錬に関する規制・監督

【教育や文化・科学技術に関する分野】

宇宙・海洋開発、先端的な科学技術開発、国宝の指定、管理に関する指示

など

- ⑤ 国の行政組織の内部管理に関する業務
  - (例) 国税、国有財産管理、行政評価や横断的な政策評価の実施 など

- 資 7 - 05/11/08